



静労発基1117第1号
令和4年11月17日

労働災害防止団体の長 殿

静岡労働局長



令和4年度静岡年末年始無災害運動の実施について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、静岡県内では令和4年10月末現在において労働災害により26人の尊い命が失われています。特に、墜落、転落により死亡した労働者が12人と前年同時期の6人と比べ著しく増加しています。休業4日以上の死傷者数は10月末現在4,330人と前年同時期に比べ955人増加しています。転倒災害は年々増加する傾向にあり、10月末現在の死傷者数は852人と全死傷者数の20%を占め、前年同時期に比べ89人増加しています。

このような状況において、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の3つの労働災害防止を重点実施事項として、

『無災害 小さな努力の積み重ね 笑顔で迎える年末年始』

をスローガンに、「令和4年度静岡年末年始無災害運動」を県下一致に展開することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場と共に本運動を積極的に展開して頂きますようお願い申し上げます。

なお、同封しました年末年始無災害運動のポスターの掲示等につきましても重ねてお願い申しあげます。

令和4年度 静岡年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

令和4年度静岡年末年始無災害運動は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように、慌ただしい時期だからこそ基本的観点に立ち返り、労働災害防止対策を推進していくことを目的としている。

静岡県内では労働災害により令和4年10月末現在で26人の尊い命が失われている。このうち墜落、転落により死亡した労働者が12人と約半数を占めており、前年同時期の6人と比べ著しく増加している。また、前年度の同運動期間中には3人の労働者が死亡しており、本年度はより一層の取り組みを行う必要がある。

休業4日以上の死傷者数は10月末現在で4,330人と前年同期に比べ955人(28%)増加している。新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、132人(4%)増加している。転倒災害は年々増加する傾向にあり、10月末現在の死傷者数は852人と全死傷者数の20%を占め、前年同時期に比べ89人(12%)増加している。また、前年度の同運動期間中の転倒災害による死傷者数は161人と全死傷者数の28%を占め、年末年始に転倒災害が増加する傾向にある。

このような状況の中、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の災害防止を重点実施事項とし、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら以下の基本的観点に立ち「令和4年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

2 基本的観点

- いかなる時代にあろうとも、「労働災害は本来あってはならないもの」であり、労働災害防止は企業の社会的責任であること。
- 「安全最優先」の思想は先人の尊い犠牲によるものであり、「安全のルール」はその貴重な教訓であること。
- 一人の不安全行動は、他の人の不安全行動を招き、多数の災害を誘発するおそれがあること。
- 無事故の帰宅は、本人を取り巻くすべての人の当然かつ切なる願いであること。

3 スローガン

『無災害 小さな努力の積み重ね 笑顔で迎える年末年始』

4 実施期間

令和4年12月1日から令和5年1月15日

5 主唱者

静岡労働局、管下各労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県下各労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部、(一社)日本ボイラ協会静岡支部、(一社)日本クレーン協会静岡支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会静岡県支部、(独)労働者健康安全機構静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部

6 事業場が実施する重点実施事項

- (1) 「STOP！転倒災害プロジェクト」及び「静岡労働局ぬかづけ運動」に基づく転倒災害の防止
- (2) 墜落・転落危険箇所の把握と災害防止措置の徹底
- (3) はさまれ・巻き込まれ災害防止のための機械設備等の総点検と整備
- (4) 職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施

7 事業場が実施する共通対策

- (1) 経営トップの参加の下に、職場の安全パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
- (2) 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
- (3) 非定常作業（機械設備等の清掃・点検・補修など）における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- (4) 年末の交通安全県民運動（12月15日～12月31日）の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進
- (5) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の職場ごとの掲示

8 各労働災害防止団体等が実施する事項

- (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
- (2) 安全パトロールの実施等、会員事業場の自主的な安全活動の支援
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター及び各団体等が独自に作成する資料等の配付

9 静岡労働局が実施する事項

- (1) 新聞等の報道機関、機関紙、ホームページなどを通じての広報
- (2) 県市町、労働災害防止団体、事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
- (3) 労働局長等による安全パトロールの実施
- (4) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの労働災害防止団体等と連携しての各事業場での掲示依頼

10 各労働基準監督署が実施する事項

- (1) 労働災害防止団体の分会、労働災害防止協議会及び事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
- (2) 署幹部による安全パトロール等の実施
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの説明会等の機会における配付
- (4) 労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた監督指導等の実施

令和4年度 静岡年末年始無災害運動

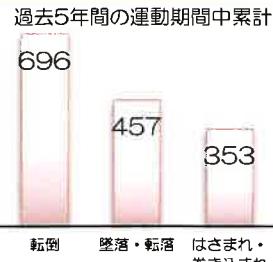
運動期間/令和4年12月1日～令和5年1月15日

無災害 小さな努力の積み重ね 笑顔で迎える年末年始

『令和4年度スローガン 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 静岡県支部 (株式会社熊谷工業) 三浦 彰也 さん』

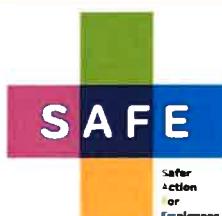
△重点実施項目▽

- ☆転倒災害の防止 「静岡労働局 ぬかづけ運動」
- ☆墜落・転落災害の防止
- ☆はざまれ・巻き込まれ災害の防止
- ☆職場における新型コロナウイルス感染症対策



▽共通対策△

- (1) 経営トップの参加の下に、職場巡視による総点検の実施
- (2) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動の徹底
- (3) 非定常作業における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- (4) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進

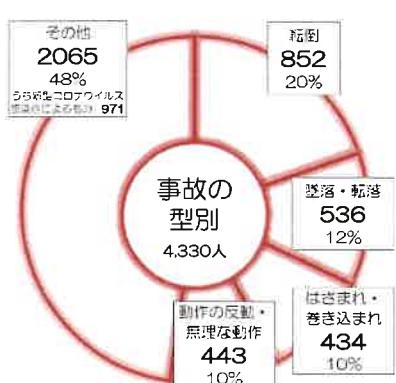


令和4年1月～10月の状況

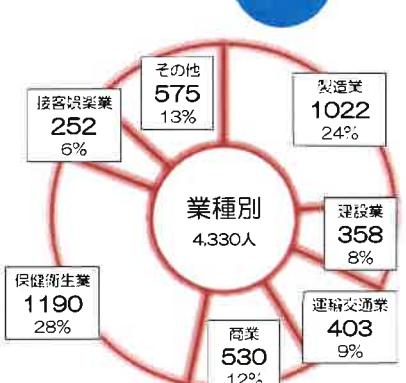
死傷者数 4,330人

うち新型コロナウイルス感染症によるもの 971人

(前年同期 3,375人)
(うち新型コロナウイルス感染症によるもの 148人)



死亡者数 26人
(前年同期 21人)



<主唱者>

静岡労働局、労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県内各労働基準協会、建設業労働災害防止協会 静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会 静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部清水支部、(一社)日本ボイラ協会 静岡支部、(一社)日本クレーン協会 静岡支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会 静岡県支部、(独)労働者健康安全機構 静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 静岡支部

年末年始は無災害に向けて以下の取組を行いましょう！

STOP！転倒災害

詳しくは、静岡労働局ホームページをご覧ください

「静岡労働局 ぬかづけ運動」⇒

ぬかづけ運動

検索

- **ぬ**れた場所：床面の水、汚れ（油、粉など）等を取り除き、床の凹凸や段差などはなくしましょう。
- **か**いだん：滑り止めの設置を行い、通行する場合は手すりを利用しましょう。
- **かたづけ**：物の置き場所を定め、歩行場所には物を放置しないようにしましょう。
- 作業に適応した、滑りにくく、安定した履物を着用しましょう。
- 転倒危険場所には、注意喚起のステッカーなどを貼りましょう。「見える化」
- 高年齢労働者に配慮した作業環境を整えましょう。
- 転倒予防体操など、身体機能の維持、向上を図りましょう。



STOP！墜落・転落災害

- はしご、踏み台、脚立は、正しい方法で使用しましょう。
- 高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けましょう。
- トラック等での荷役作業時には、保護帽（墜落時保護用）を着用しあご紐も確実に締めましょう。
- 高所での作業は、保護帽及び墜落制止用器具を使用しましょう。



STOP！はされ・巻き込まれ災害

- 機械危険な部分には、安全ガード（覆い、蓋、囲いなど）や安全装置などを設けましょう。
- 機械の清掃時、異物を取り除く時、調整時などでは、必ず機械を停止させてから行いましょう。
- 非定常時の作業などでは、作業開始前に作業の手順をしっかり確認し、機械の運転再開時は合図を定めるなど、作業者間の調整を事前に行いましょう。
- フォークリフトによる作業などでは、接触する危険のおそれがある場所への労働者の立入を禁止しましょう。



STOP！新型コロナウイルス感染症拡大

- テレワーク・時差出勤等を推進しましょう。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作りましょう。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行いましょう。
- 休憩所、更衣室などの場の切り替わりや、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行いましょう。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行いましょう。

